

ドイツ民主共和国における個人的余暇の前提

河 合 信 晴

1 序 論

ドイツ現代史研究においては、余暇活動に関して、いくつかの研究成果が積み重ねられつつある。すでに1980年代、東西両ドイツでは、政治体制の違いにもかかわらず、余暇を研究対象として取り上げようとする姿勢が存在していた。このうち、第二次世界大戦以前の余暇について、旧西ドイツではハックらによる研究が、労働時間と余暇時間の対比を含む様々な論考を集めている⁽¹⁾。また、旧東ドイツではミュールベルクが、20世紀初頭における労働者の日常の一端として余暇を考察している⁽²⁾。

ドイツ現代史における余暇研究の課題の一つは、資本主義の発展の中で、労働時間が徐々に削減され、余暇が一部の階層に属する人々のみの享受しうる特権的な位置から脱し、広く人々に拡大していった過程を考察することにある。

例えば、シルトの研究は、この過程を消費と関連付け、西ドイツにおける1950年代の余暇を検討している。この研究によれば、後年一般にイメージされる、消費社会化と強く結びついた余暇社会の様相が確立したと言えるのは、この年代の最後3分の1になってからであり、それまではむしろ、西ドイツ社会には戦前との連続が見られるとされる⁽³⁾。

これに対して、斎藤は、資本主義の下で現れ、人間の消費行動そのものへの自己同一化を引き起こす消費社会の契機を1920年代に求めている。その上で、余暇についても、ヴァイマル時代の女性、1950年代の西ドイツにおける青年層を対象として検討がなされている⁽⁴⁾。シルトと斎藤の分析は、個人の趣向を実現する手段として絶えず商業的な活動と結びついていた私的社会領域におけ

(1) Gerhard Huck (Hrsg.), *Sozialgeschichte der Freizeit: Untersuchungen zum Wandel der Alltagskultur in Deutschland*, 2. Auflage, Wuppertal, 1984.

(2) Dietrich Mühlberg, *Arbeiterleben um 1900*, Berlin (Ost), 1983.

(3) Axel Schildt, *Moderne Zeiten: Freizeit, Massenmedien, und „Zeitgeist“ in der Bundesrepublik der 50er Jahre*, Hamburg, 1995.

(4) 斎藤哲『消費生活と女性 ドイツ社会史 (1920-70) における一側面』(日本経済評論社, 2007年)。

る余暇活動の意味と問題点を明らかにしている。

だが同時に、ドイツにおける余暇の展開を、個人の自由になる時間の増大に伴う私的活動の余地の拡大として、単純に、捉えることは出来ない。この国における、ビスマルク以来の社会保険制度の確立に見られる政治体制の社会への積極的介入は、国民社会主義体制下、歓喜力行団による労働者層に対する余暇活動の全面的組織化という事態にまで及んでいる。それ故、余暇は、ドイツでは、政治権力と社会との関係を規定する公的社会領域の意味を問う政治史的課題としても現れざるを得ない。

この点は、ドイツ現代史のみならず、社会主義体制研究全般にとっても問題となりうる。社会主義体制は、ソ連を模範にして、一党独裁型の政治運営を行う際、平等な社会建設を最終目標として掲げていた。それ故、資本主義社会においては、一般に、私的領域に属する事項として扱われる社会・経済問題であっても、容易に政治問題へと転化する。社会主義体制の社会に対する浸透が成功するか否かは、人間活動において私的領域に属する最たるものと解される余暇において、先鋭的に現れる。これらの点からして、ドイツ現代史の中で、特に東ドイツに焦点をあてて余暇の意義を問う必要性は大きい。

なお、この国の共産主義支配政党であった「社会主義統一党」(Sozialistische Einheitspartei Deutschlands: SED) は、余暇について「社会主義では、資本主義に典型的な労働、労働時間、余暇の間の対立は取り除かれる。両者の生活領域は、お互いに、密接かつ生産的な相互作用によって結びつく」と、1970年代、公式に表明する⁽⁵⁾。この点で、余暇と労働は結びついて論じられている。しかしながら、1960年代の社会学研究においては、余暇は労働、睡眠時間、家事労働等その他生活に必要な時間とは切り離されて論じられている⁽⁶⁾。前者の議論からは、余暇活動の可能性が、個人に委ねられるものとしてではなく、社会全体との関係の中で営まれるべきであり、政治体制によって、余暇を組織化しようとする見解が浮かび上がる。だが、後者の議論からは、私的単位を基盤として成り立ち、従来から存在する個人的な余暇の意義を認めようとする姿勢がうかがえ、両者の見解には、本質的な矛盾が見られる。

しかしながら、従来の東ドイツ余暇研究は、この矛盾がどのようにして生じたのかという点については沈黙している。例えば、石井や星乃は、生産現場において労働者が属する基礎集団であった「作業班」(Brigaden)の意義に言及し、

(5) „Freizeit“, *Kultur-Politisches Wörterbuch*, Berlin (Ost), 1978, S.216-217.

(6) Autorenkollektiv unter Leitung Gerhard Lippold, *Das Zeitbudget der Bevölkerung*, Berlin (Ost), 1971, S.41-44.

積極的に、東ドイツにおける集団的な余暇活動を評価する⁽⁷⁾。また、アールハイトとハークの研究は、ロストックのネプチューン造船所に焦点を当て、1950年代に、企業が、東ドイツの余暇活動において重要な役割を占めていた様子を詳細に伝える。しかしながら、この研究では、作業班における余暇活動の意義のみを評価しようとする従来の研究については批判的であり、むしろ、個人毎の余暇活動の受け皿として、職場の意味が強調されている⁽⁸⁾。

他方で、同時代の農村部に目を向けてみると、足立は、同じくロストック近郊の農村部における、聖書を読むサークルの余暇活動の存在に着目している⁽⁹⁾。ここからは、SEDが自らの意図に沿った社会統合に苦勞していた様相を確認できる。

その他、東ドイツ研究においては、この国の文化空間の特徴を描こうとする文化史は、従来から、最も詳細に余暇を検討してきたと言えよう。このうち、ホイサーらによる最新の研究は、東ドイツ社会において人々が、どのように個々の楽しみを享受していたのかという観点から、労働組合が主宰した船旅、小菜園活動のような様々な年代の具体的な余暇シーンを論じている⁽¹⁰⁾。これら文化史研究は、余暇本来のあり方である私的利益の実現に、東ドイツにおける余暇の一義的意義を認めようとする。

なお、先の斎藤の研究は、東ドイツに関する分析において、女性の家事労働軽減と週休2日制の導入について言及がなされている。しかしながら、この研究は、殊更には1960年代までの余暇活動を検討してはいない⁽¹¹⁾。斎藤は、自動車を用いた旅行の可能性が、それまでの集団的旅行から、個人・家族を主体とした旅行へと変化していく契機であると捉えていることもあり、1970年代以降の余暇活動にこそ、個々人の利益を実現しようとする側面があったのではないかと問題提起をしている。だが、1960年代までの東ドイツにおける保養旅行を、集団的余暇活動と見做し、その上で再度、個人的な余暇活動の可能性が生まれたとする見解を採用することには、従来の個人的余暇を扱った様々な研究状況を鑑みた場合、慎重でなければならないであろう。

すなわち、従来の東ドイツの余暇を巡る研究状況は、SEDが目指した余暇

(7) 石井聡『もう一つの経済システム 東ドイツ計画経済化の企業と労働者』(北海道大学出版会, 2010年), 229-232頁, 星乃治彦『社会主義と民衆』(大月書店, 1998年), 162頁。

(8) Peter Alheit/Hanna Haack, *Die vergessene „Autonomie“ der Arbeiter: Eine Studie zum frühen Scheitern der DDR am Beispiel der Neptunwerft*, Berlin, 2004, S.308-321.

(9) 足立芳宏「戦後東独農村の全面的集団化と『勤労農民』——パート・ドベラン郡1958-1960年」『生物資源経済研究』第13号(2007年), 26-27頁。

(10) Ulrike Häußer/Marcus Merkel, *Vergnügen in der DDR*, Berlin, 2009.

(11) 斎藤『消費生活と女性』, 301頁。

の集団化の実態を問うという意味で集団的余暇に着目するか、従来型の私的活動としての意義を持ち個人を主体にして営まれる余暇すなわち個人的余暇の延長線上で余暇時間余暇活動を捉えようとするかに二分されていると言えよう。

以上のような研究状況から判断すれば、個別の余暇活動事例に着目する以前に、SEDの余暇定義に現れる矛盾を生み出した経済・社会的構造にまで遡り、余暇の前提を問う必要がある。

本稿は、具体的には所得の増加、労働時間の削減、消費生活の動向の三点に関わるSEDの政策を検討する。そして、特に個人を主体にして営まれる余暇、個人的余暇の可能性が、いかなる社会経済条件の下で、東ドイツにおいて有り得たのかを問う。この際、本稿は、余暇の集団化を企図する方策について言及する際、SEDが、労働者階級全体の利益を実現する視点と並んで、個々人の私的利益を考慮する必要性を認識した政策上の転換点に着目する。

実際のところ、1961年以降、東ドイツの労働組合である「自由ドイツ労働組合同盟」(Freier Deutscher Gewerkschaftsbund: FDGB)の内部部局である「休暇サービス」(Feriendienst)は、法律上、保養旅行を提供する第一の担い手とされ、加えて、企業の保養所や国営キャンプ場の斡旋も含め、おおよそ東ドイツにおける保養旅行は、表面上、組織化されていたと見做しうる⁽¹²⁾。

同様に、東ドイツの余暇シーンにおいて重要な位置を占めていた小菜園活動に関して、「小菜園愛好家、開拓菜園所有者、小規模動物飼育者連盟」(Verband der Kleingärtner, Siedler und Kleintierzüchter: VKSK)は、1960年代以降、独占的に小菜園区画開発とその割り当てを斡旋する組織であった。しかしながら、「休暇サービス」を利用した旅行であっても、小菜園区画取得であっても、その申請は、基本的には、個人、家族単位で行われていた⁽¹³⁾。それ故、余暇を巡る官製組織と個人との関係についても前提が問われねばならない。

なお、本稿は、従来の社会・経済政策に関係した既存研究を導き手としつつも、党大会議事録を始めとする公刊資料、ドイツ連邦公文書館・東ドイツ部門(Bundesarchiv, Abteilung Deutsche Demokratische Republik)、同公文書館、諸党並びに各大衆団体寄贈文書館(Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR im Bundesarchiv)が所蔵する史料を一次資料として組み合わせて議論を展開する。

(12) „Gesetzbuch der Arbeit der Deutschen Demokratischen Republik“, *Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik*, (GBL) I (1961), S.31 und S.39-40.

(13) „Verordnung über das Kleingarten- und Siedlungswesen und die Kleintierzucht“, *GBL* I. (1960), S.1.

2 占領期—1950年代, 職場を志向する福利厚生政策

(1) ソ連軍政部命令234号を巡って

余暇活動が活発化する際の条件として, 一般的には, 可処分所得の増大が必要と見られる。その前提として, 賃金そのものがいかに推移していたのか, すなわち, 東ドイツにおける労働者を中心とした一般の人々の賃金上昇の可能性が, まずは問題となろう。この点に関して, SED は, 戦後当初の平等主義的な賃金体系を変更するため, 1947年10月9日のソ連軍政部命令234号により, 労働現場では, 時間給制ではなく能率給制へと移行する方針を採用した⁽¹⁴⁾。

しかしながら, 戦前, ドイツ共産党や労働組合は, 能率給制を資本による搾取の典型と見做し, 廃止を求めているものでもある。SED は, 1949年7月21日, 「労働生産性向上と住民生活状況改善に対する措置」を決定し, 能率給制導入を再度, 産業別目標率も決めた上で強く促すなど, 困難を伴いながらも徐々に労働現場に浸透させていった⁽¹⁵⁾。生産現場において個々の労働者が規定のノルマを達成し, それぞれが生み出す労働生産高を増加させれば, 賃金としての見返りが得られる。だが当時, 生活必需品の配給制が継続している以上, たとえ, 個々の生産高に応じて, 現金を多く得たとしても, 消費する先がないといった状況にあった。SED は, 1948年11月, 「国営商店」(Handelsorganisation)を開店させ, 闇市と配給との間の価格帯で, 消費財を提供することを目指したが, 商品の流通量が限られており, 労働生産性の向上に寄与するという能率給制導入の目的を達成することは困難であった⁽¹⁶⁾。

能率給制への移行と同時に, ソ連のスタハーノフ運動を真似て, 「模範労働者運動」(Aktivistenbewegung)が導入された。これは, 労働者個人に驚異的な生産ノルマの達成をさせ, それを幅広く宣伝することに目的があった。事実, FDGBの同盟幹部会委員であったヘルベルト・ヴァルンケは, 1948年初め, 「褒賞を与え, 模範労働者を班長や職長へと昇進させ, 特に成長の可能性が見込まれる青年模範労働者を技術大学へ派遣し, 休暇・保養施設利用に際しては模範労働者を優先し, 模範労働者と技術者とを密接に協力させることで, 模範労働者運動は, 従来にも増して, 積極的に促進されねばならない」と述べ, 生

(14) ソ連軍政部命令234号が企図した出来高賃金制の導入や, これに付随するノルマの引き上げといった問題を通した労働生産性向上の可否については, 石井『もう一つの経済システム』, 76-78頁, やPeter Hübner, *Konsens, Konflikt und Kompromiss: soziale Arbeiterinteressen und Sozialpolitik in der SBZ/DDR 1945-1970*, Berlin, 1994, S. 21-46を参照。

(15) Hübner, *Konsens*, S. 42.

(16) Hübner, *Konsens*, S. 40.

産キャンペーンに貢献した個人への優遇策を明らかにしている⁽¹⁷⁾。

命令234号を巡る一連の政策は、一見したところ、労働者階級総体ではなく、個々人の私的利益に配慮した政策であると捉えることが可能かもしれない。だが、234号は、第9項において、特に重点工業部門並びに輸送部門の労働者を優先しながらも、暖かい食事を、第10項においては、衣服、靴、石炭といった消費財を、それぞれ企業内で提供する旨を明らかにしている⁽¹⁸⁾。SEDとソ連軍政部は、当時、労働者の生活状況の改善を生産との結びつきの中で捉えており、職場での食堂や購買所での供給を重視していた。

また、配給制が継続する中で、街頭の商店に対する消費財供給には熱心とは言えず、労働者個人の賃金引上げの可能性を述べながらも、福利厚生を整備する際には、集団的な対応に終始している。また1950年、各職場における作業班の導入は、職場を中心とした労働組織化の一環であると同時に、個人ではなく集団を意識した社会統合のあり方を目指した証左と言える⁽¹⁹⁾。

それ故、SEDが、この段階で、労働者個々の私的利益追求を容認する意識をもっていたと判断するのは困難である。また、「模範労働者運動」の代表者の1人であるツィッタウの女性紡績工ホックアウフが1953年に語った、「今日働けば、明日の暮らしが成り立つ」というスローガンは、生産を最重要視する当時の雰囲気をよく伝えている。彼女を紹介した新聞記事は、続けて、「私たち労働者が自分たちの手で前提を作り出せば、私たちの政府は、明日には、もっと多くの、そしてもっと良い品物を配分し、物価を下げる政策を継続できる」と述べ、現在の生活の豊かさを先送りしながらも、将来には、政府がそれを保障するという旨を述べている⁽²⁰⁾。この言説は、SEDが、1950年代、後述するように、事実上、職場における余暇活動の可能性を提供しながらも、生産活動への動員を最重要と見做し、人々に広く訴えかけていたことを示している。

なお、ソ連軍政部命令234号は、労働時間の削減に関して、農業従事労働者を除き、1日8時間労働を規定した、1946年2月のソ連軍政部命令56号を追

(17) Herbert Warnke, *Aufbauplan 234 wird verwirklicht*, Berlin, 1948, S. 19.

(18) „Befehl Nr. 234 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über Maßnahmen zur Erhöhung der Arbeitsproduktivität und zur weiteren Verbesserung der materiellen Lage der Arbeiter und Angestellten der Industrie und des Verkehrswesens“, *Zur Sozialpolitik in der antifaschistisch-demokratischen Umwälzung 1945-1949*, Berlin (Ost), 1984, S. 196-197.

(19) Jörg Roesler, *Inszenierung oder Selbstgestaltungswille? : Zur Geschichte der Brigadewebewegung in der DDR während der 50er Jahre*, Berlin, 1994, S. 8-11.

(20) „‘Dem Volk mehr, bessere und billigere Textilien!’ Kollegin Frieda Hockauf geht ihren Kollegen beispielgebend voran“, *Tribüne*, 1. 10. 1953, S. 1.

認している⁽²¹⁾。その上で、有給休暇日数を、従事する仕事や職業階層別の差はあるものの、最低12日保証する⁽²²⁾。だが、このように法律で労働時間を規定しても、実際の労働現場では、就業時間が厳密に守られていたわけではなかった。

第1の問題は、労働者側に原因があり、たびたび就業終了時間前に職場から帰宅する、病欠と称し実は仮病で出勤しない「病気休日」(Krankenfeiern)を取るというような行動がよく見られた。第2の問題は、企業経営側に責任があり、原材料が現場になくやむなく労働者が待機しているという事例である。特に後者は、より深刻な問題であったと言われる。このような時間を、東ドイツの余暇として取り上げるか否かは非常に難しい問題であるが、企業経営側の問題については、労働者が職場に留まっていることもあり、基本的には労働時間として計算されている。というよりもむしろ、労働者側と企業経営側双方もたれ合いの中で、統計上操作して存在しないものとして処理していた⁽²³⁾。これを労働と結びついた隠れた余暇時間と評価できなくもないが、SEDの余暇概念からはむしろ外れたものである。

(2) 週45時間労働制の導入と労働賃金の上昇

労働現場において、原材料の調達が困難で生産が停止し、無駄に、待機時間が生じるとするならば、法的な労働時間を減らしたとしても、生産性には大きな影響はない。逆に、1日の労働時間を減らせば、名目上は、経済合理化と労働集約化に繋がり、労働生産性は向上することとなる⁽²⁴⁾。SEDは、そのためか、1956年から57年にかけて、随時、産業分野毎に週45時間労働制を導入していった⁽²⁵⁾。だが週45時間労働制は、一般の人々の間から、更なる労働時間削減を求める要望を引き起こした。例えば、1957年4月の書記局情報は、「週休

(21) „Befehl Nr. 56 Obersten Chefs der SMA vom 17. 2. 1946“, *Arbeit und Sozialfürsorge. Jahrbuch von 1945 bis 31. März 1947*, Berlin, 1947, S. 307.

(22) „Befehl Nr. 234“, *Zur Sozialpolitik in der antifaschistisch-demokratischen Umwälzung*, S. 196.

週当たり労働時間の推移

年	1947	1957	1966	1967	1972	1977	1986
時間	48.0	46.2	44.9	43.6	43.6	43.0	42.9

Gunnar Winkler (Hrsg.) *Geschichte der Sozialpolitik der DDR, 1945–1985*, Berlin (Ost), 1989, S. 402.

(23) Hübner, *Konsens*, S. 95–97.

(24) Hübner, *Konsens*, S. 99.

(25) Gerhard Ziller, „Die Herabsetzung der Arbeitszeit auf 45 Stunden in der Woche“, *Einheit*, 11, (1956), 12, S. 1171–1175.

2日制労働の導入や14日以内の追加の休日の保障、更には、賃金を巡る様々な誤った議論が企業内で行われた」と述べている⁽²⁶⁾。また、この措置は、当初見込まれていた生産の合理化に寄与したとは言えなかった。逆に超過時間労働の増加が生じ、恒常的な専門労働者の不足、資材搬入の不安定、労働者が職場を激しく入れ替わる流動現象といった、東ドイツの各企業が抱えていた問題は、労働災害の多発という形をとって深刻化した⁽²⁷⁾。

まさに、重点産業分野における労働力流動問題に対処することが、1950年代後半における賃金政策の主要な課題であった。SEDは、1956年から61年にかけて、基礎給与、最低賃金を産業別に上昇させる手段をとった⁽²⁸⁾。このとき、ノルマを厳しく上げるという方針ではなく、むしろ労働者に対する道徳的訴えかけによって経済成長を目指そうとする試みがなされた⁽²⁹⁾。だが、やはり賃金の上昇は積極的な労働への誘引とはなりえなかった。それを補完する役割を期待されたのが賞与（Prämien）と呼ばれる、賃金に上乘せするボーナスの導入であり、1957年4月1日、「企業特別賞与基金並びに文化・社会基金に関する東ドイツ閣僚評議会命令」が施行され、重点産業分野の労働者には、ノルマ超過生産額に応じて支給されるようになった。企業経営側にとっては、この賞与は、労働力を確保するためにも有用な手段であった⁽³⁰⁾。しかしながら、これが生産への誘引として機能するためには、やはり、各人が購入できる商品の十分な供給が必要である。

1958年7月に開催された第5回SED党大会は、消費財生産に対して、一定の配慮をするように述べており、経済問題担当書記であったアーペルもSED理論月刊誌『アインハイト』において、生産性の向上と住民個々の消費生活の発展との結合を示唆している⁽³¹⁾。だが、この時期、食糧配給券が撤廃され、自由に食料を買えるようになったとは言え、SEDにとって、消費財供給は主

(26) Bundesarchiv (BArch), DE/12653, Bl. 119: Abt. Arbeit und Löhne, Sekretariatsinformation „Einschätzung des gegenwärtigen Standes über die Einführung der 45-Stundenwoche in der volkseigenen und der gleichgestellten sowie in der Privatindustrie“, 26. 4. 1957.

(27) Hübner, *Konsens*, S. 112.

(28) 最低賃金の推移（月収、マルク）

年	1946	1949	1958	1967	1971	1976
最低賃金	104	180	220	300	350	400

Winkler (Hrsg.), *Geschichte der Sozialpolitik der DDR*, S. 376.

(29) Hübner, *Konsens*, S. 59.

(30) Hübner, *Konsens*, S. 75-76.

(31) Erich Apel, „Unsere ökonomische Hauptaufgabe und die Weiterentwicklung unserer Industrie“, *Einheit* 13 (1958) 8, S. 1108-1109.

要目標ではなかった⁽³²⁾。すなわち、この段階にあっても、SED は、経済政策上、個人の消費活動の可能性を述べつつも、未だ個々人の私的利益を容認する必要性については、十分に認識していなかったと判断するほかはない。

SED は、1959年から再度、作業班運動に着目して、「社会主義的労働の作業班」運動の実施を決定し、「社会主義的に働き、学び、暮らす」というスローガンを掲げた。この運動では、生産性を向上させるという目標を実現するためにも、余暇を含む生活を、作業班内の活動として実践した場合、顕彰する方針が打ち出されている⁽³³⁾。ここにも個人よりも、集団を重視した利益提供のあり方が見られる。

(3) ベルリンの壁の建設と「生産動員運動」

1958年に開催された SED 第5回党大会において、ウルブリヒトは、「我々の勤労国民一人当たり需要は、あらゆる重要な生活手段と消費財において、西ドイツの全住民のそれに追いつき追い越す」と述べ、自らの比較対象として、西ドイツを設定した⁽³⁴⁾。だが、その反面、SED は、「ベルリンの壁」構築直前にフルシチョフに宛てた書簡において、「我々は、国境が開いている現状では、西ドイツに対する後進性ゆえに、各経済発展段階で利用可能な資金を、優先的に、工業生産の基礎を拡大し、更新するために用いることが出来ないでいる。端的にいうならば、我々は、国境が開いている現状においては、経済力に見合う以上に速やかに生活水準を向上させねばならない」と、自らが消費財供給に抱える脆弱性についても十分認識していた⁽³⁵⁾。

1950年代後半の賃金上昇策によって生じた社会の購買力増加は、消費財供給不足を強く認識させ、人々の西側への逃亡を促す結果となっていた⁽³⁶⁾。壁の構築は、SED にとってみれば、この時期の米ソのキューバ危機にまで至る冷

(32) 斎藤『消費生活と女性』, 212頁。

(33) Jörg Roesler, „Die Produktionsbrigaden in der Industrie der DDR. Zentrum der Arbeitswelt?“, Hartmut Kaelble/Jürgen Kocka/Hartmut Zwahr (Hrsg.), *Sozialgeschichte der DDR*, Stuttgart 1994, S. 145.

(34) Walter Ulbricht, „Der Kampf um den Frieden, für den Sieg des Sozialismus, für die nationale Wiedergeburt Deutschlands als friedliebender, demokratischer Staat“, *Protokoll der Verhandlung des V. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands*, Bd. 1, Berlin (Ost), 1959, S. 68.

(35) *Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR im Bundesarchiv (SAPMO-BArch)*, DY 30/ 3709, Bl. 120: von Walter Ulbricht, an den Ersten Sekretär des Zentralkomitees der KPdSU Genossen N. S. Chruschtschow, Information über die Ursachen der wirtschaftlichen Schwierigkeiten der DDR, 4. 8. 1961.

(36) André Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform der sechziger Jahre: Konflikt zwischen Effizienz und Machtkalkül*, Berlin, 1999, S. 277.

戦激化の中で、ウルブリヒトの二つの言説に現れる、経済政策の内部矛盾を解消する機会でもあった。SED は、ノルマを引き上げ、賃金上昇を抑制し、購買力と消費財供給との不均衡を解消するための行動が取れる自由を初めて手に入れ、1962年終わりまで「生産動員運動」(Produktionaufgebot)と呼ばれるキャンペーンに乗り出す⁽³⁷⁾。1961年9月、東ベルリンのある作業班が掲げたスローガン、「同じ時間、給与で、より多くの生産を」が、SED 党機関紙『ノイエス・ドイチュラント』に掲載されたのを皮切りに、職場で積極的な宣伝活動が行われた⁽³⁸⁾。だがこの結果、ノルマの上昇達成には改善が見られたものの、購買力と消費財供給との不均衡という問題は、容易には解決しなかった⁽³⁹⁾。

当時、建設業では、事実上の週休2日制が横行していた。また、工場現場においては、休日を取るのとは不可能でも、その他、労働時間短縮の措置が独自に行われていたため、労働時間についても、1日7時間半・週6日労働を強く実現しようと試みがなされた。SED の強力な工作活動の結果、労働時間の規律化は、ある程度の効果を持ったが、労働現場における機械化が進展していったにもかかわらず、1人ひとりの労働者にかかる身体上の負荷は減らなかった。それ故、週休2日制の正式導入を要求する声は多かった⁽⁴⁰⁾。

また事実上の労働強化策である「生産動員運動」を直接担ったのは、個々人ではなく、作業班であったことに注目しておく必要がある。ヒュプナーは、個々の労働者は「仲間内」(Kollektiv)という匿名性の中へと退き、外から持ちかけられる無理難題に対する保護を求めたと述べている⁽⁴¹⁾。SED は、旧来からの経済政策を実現するためにも、いよいよ、個々人の私的利益追求を容認する必要に迫られた。

実は、東ドイツでは、以上で述べてきたような SED の集団を志向する福利厚生政策に沿った形で、1950年代にあっても、特に重点部門とされた工場を中心にして、余暇活動が営まれていた。そして、企業や労働組合を提供主体として、事実上、余暇の組織化が進められていた。その代表的な例としては、企業に設置された文化会館を用いて、勤務時間後に営まれた文化サークル活動が挙げられよう。ロストックのネプチューン造船所では、1951年5月1日から、すでに存在していたビリヤード、読書、図画と言った様々なサークルが、新しい文化会館において、活動できるようになり、1958年の段階では、13の様々な

(37) Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform*, S. 280.

(38) *Neues Deutschland*, vom 7. 9. 1961, S. 1.

(39) Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform*, S. 281.

(40) Hübner, *Konsens*, S. 123-125.

(41) Hübner, *Konsens*, S. 81.

サークルが存在した。これには、従業員、家族、そのみならず、ネプチューン造船所以外で働くロストック市民も参加することが可能であった⁽⁴²⁾。

しかしながら、SEDやFDGBは、第二次世界大戦以前からの労働者に対する余暇機会を提供し、組織化を行おうとする労働運動の志向を引き継いでいるとは言え、文化活動の組織化を、余暇そのものの組織化として認識していなかった。職場における文化活動を詳細に検討したシューマンによれば、1950年代から1960年代において、労働組合は、公式には、職場に設置した文化会館を労働者のための教育機関として位置づけていたとされる⁽⁴³⁾。すなわち、SEDは、文化活動については労働者の人格形成の教育手段として見做していたため、個人の私的利益の充足を目指す余暇とその組織化とに現れる矛盾については、等閑視していた。

この時期、先のホックアウフの言説が端的に示すように、経済成長、労働生産性向上が一義的に経済政策目標として掲げられていた。それ故、職場を中心とした事実上の余暇活動の組織化ないしは集団化が行われつつも、余暇そのものを目的とした政策が語られることはなかった。

3 1960-1970年代、私的利益追求を容認する中での経済・社会政策

(1) 「計画と指導のための新経済システム」

SEDは、従来の経済運営の失敗を見直すべく、1963年以降、「計画と指導のための新経済システム」(Neues Ökonomisches System der Planung und Leitung: NÖSPL)と呼ばれる経済改革に乗り出す⁽⁴⁴⁾。この政策は、ソ連でも一時的に取り上げられたリーベルマンによる理論を下敷きとしたもので、一般に、企業活動に一定の自由化を認め、各企業が生み出す利益を生産性向上、経済発展の梃子として利用しようとするものであった⁽⁴⁵⁾。

ウルブリヒトは、この利益が持つ意味について、1963年6月24日、25日に開催された会議の席上、「我々は、社会的要請と個々の労働者、作業班、グループ、企業内コレクティブの物質的利益とが一致し、国民の創造性を発揮するように、経済の計画と指導システムを用いねばならない。〔中略〕社会主義

(42) Alheit/Haack, *Die Vergessene „Autonomie“*, S. 311.

(43) Annette Schuhmann, *Kulturarbeit im sozialistischen Betrieb: Gewerkschaftliche Erziehungspraxis in der SBZ/DDR 1946 bis 1970*, Köln/Weimar/Wien, 2006, S. 160-161.

(44) NÖSPLに関する研究文献としては、Jörg Roesler, *Zwischen Plan und Markt: Die Wirtschaftsreform 1963 und 1970 in der DDR*, Berlin, 1990; André Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform*.

(45) Liebermann, „Plan, Gewinn, Prämie“, *die Wirtschaft*, Nr. 39, 26. 9. 1962.

生産の目的は、最終的には、要求を持った人間であり、我々は、絶えずこの要求をより良く満たしたいし、また満たさねばならない」と述べ、経済改革では、生産性の向上と個々人の物質的利益への配慮という二つの目標は結合していると表明した⁽⁴⁶⁾。この物質的利益は、企業活動の結果生まれた利益を、賃金へと反映させるものであり、生産へのインセンティブとして再度位置付けられた。

NÖSPL 導入当初、収入を個々人の業績と結びつけようという方向性は、一般の人々のみならず、一部の指導層にも、労働強化の一環として見なされ、SED 指導部に上げられた労働紛争分析に拠れば、1963年上半期にはストライキが多発した⁽⁴⁷⁾。だが、おおよそ、国営企業に従事する労働者の平均給与は1960年代を通して着実に増加している⁽⁴⁸⁾。

同時に、賞与が、所得を押し上げる重要な役割を担った。SED は、NÖSPL の中で、賞与を一部の労働者を表彰するものから、労働者にまんべんなく行き渡るようにした⁽⁴⁹⁾。結果的に、一時金支給の広範囲な人々への拡大とその水準の底上げは、表面的には、可処分所得の増大、すなわち、余暇に利用できる金銭の増大を意味するものと捉えられよう。

実際のところ、平均して支払われた賞与は、年間を通しては、1963年、300マルク、1965年、420マルクに上り、1967年には372マルクへと一旦は後退するものの、その後も継続的に上昇している。国有企業における従業員一人当たりの月別賃金に対する年間賞与総額の割合は、1964年で57.7%、1966年で66.8%、1967年で59.5% に相当した⁽⁵⁰⁾。賞与の意味は、支払方法の変更により

(46) Walter Ulbricht, *Das neue ökonomische System der Planung und Leitung der Volkswirtschaft in der Praxis*, S. 8-9.

(47) SAPMO-BArch, DY 30/ IV A2/2.021/738, Bl. 131: Analyse über Arbeitskonflikte in I. Halbjahr 1963, 3. 8. 1963.

(48) Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform*, S. 573.

60年代国営企業就業者の平均月収

a) 国営企業就業者平均月収, マルク											
年	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
賃金	527	547	560	566	582	598	611	625	644	689	705
特別支払い金	9	9	8	8	8	8	8	7	7	6	6
賞与	21	22	23	25	28	35	34	31	41	48	54
b) 年間賞与額, 年間賞与が月間賃金に占める割合											
年間賞与	252	264	276	300	336	420	408	372	492	576	648
年間賞与 ／月収(%)	47,8	48,2	49,2	53,0	57,7	70,2	66,8	59,5	76,3	83,5	91,9

Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform*, S. 573. b) については本表より計算。

(49) Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform*, S. 289.

(50) Steiner, *Die DDR-Wirtschaftsreform*, S. 299.

変化した。1967年2月から3月にかけて、実験的に、従来の1ヵ月ないしは四半期ごとの賞与に変わり、初めて、期末賞与が導入された。なお期末に賞与を与えることにしたのは、労働者の職場定着を高めることに目的があった⁽⁵¹⁾。

また SED は、NÖSPL が導入された後、公式には、隔週の週休2日制を1966年4月8日より実施し、翌年8月28日から完全な週休2日制を施行した⁽⁵²⁾。このとき同時に、有給取得可能日数は、従来の12日から15日へと拡大されている⁽⁵³⁾。週休2日制の導入は、「生産動員運動」以降、労働現場における自動化・機械化の推進が謳われながらも、労働強化を被った労働者の強い要請の中で実現したものであり、導入が通告された際、一般の人々には本当なのかという驚きをもって受け止められた⁽⁵⁴⁾。結果的に、公式に土曜日が休日になることにより、勤務時間後だけでなく、週末において個々人が自由に使用できる時間は増加した。

収入の増大、自由になる時間の拡大にもかかわらず、一貫して、消費財供給が問題であったことに疑いはない。SED は、NÖSPL の消費政策において、食料のような生活必需品ではなく、工業製品に対する購買意欲を高めようとした⁽⁵⁵⁾。確かに、1960年代以降の一般家庭における消費支出割合を見ると、食料品が全体に占める割合は低下している⁽⁵⁶⁾。だが、工業製品の中でも、特に、

(51) „Wie mit der Jahresendprämierung beginnen? Interessante Anregungen aus Filmfabrik Wolfen“, *die Wirtschaft*, Nr. 7, 17. 2. 1966.

(52) „Verordnung über die ‚5-Tage-Arbeitswoche für jede zweite Woche‘ und die Verkürzung der Arbeitszeit“, *GBL II*, Nr. 134, 1965, S. 897-902; „Verordnung über die durchgängige 5-Tage-Arbeitswoche und die Verkürzung der wöchentlichen Arbeitszeit bei gleichzeitiger Neuregelung der Arbeitszeit in einigen Wochen mit Feiertag vom 3. 5. 1967“, *GBL II*, Nr. 38, 1967, S. 237-241.

(53) „Verordnung über die Einführung eines Mindesturlaubs von 15. Werktagen im Kalenderjahr vom 3. 5. 1967“, *GBL II*, Nr. 39, 1967, S. 253.

(54) Hübner, *Konsens*, S.128.

(55) 斎藤『消費生活と女性』, 218頁。

(56) 4人家族労働者家計における支出内訳 (%)

	1960	1968	1972	1977
食料品	43,1	36,7	37,5	28,4 (+ 外食費4.3)
嗜好品	9,7	11,0	10,7	10,9
靴	2,4	2,5	2,9	2,7
衣服	12,5	13,8	13,6	12,9
建築・住居用品	5,0	4,0	20,5	4,7
電気製品	3,8	3,3	(電気製品 2,9)	3,4
その他工業品	9,9	13,4		17,6
家賃	5,2	3,9	3,8	3,6
光熱費	1,6	1,9	1,8	1,7
交通費	1,7	2,3	1,4	1,6

耐久消費財の価格は一般労働者の平均賃金に比べて高く設定されており、普及には限界があった⁽⁵⁷⁾。むろん、このような SED の賃金ならびに消費政策は、東ドイツ内部における社会階層格差を拡大させるものであり、平等を根本においては主張する社会主義の理念とは、正面から対立するため、SED は、1967年、最低賃金を月収220マルクから300マルクへと引き上げた⁽⁵⁸⁾。

ウルブリヒトやこの経済改革を主導したアーペルやミッタークといった SED 指導部にとっては、生産性の上昇、経済成長率の向上といったマクロ指標が重要であり、日常生活の豊かさは、経済成長が達成される中で実現すると見做していた。すなわち、NÖSPL においては、あくまで、個々人の利益への配慮は手段として捉えられていた。

これに反して、一般の人々にとって、豊かさを実感する指標は、絶えず、SED が宣伝してきた西ドイツとの比較の中に現れる生活状態であった。それ故、1965年に経済評議会が作成した NÖSPL の実施状況報告は、SED に対しては、「我々は、彼らが望むものを選挙で選ばねばならない。西ドイツでは、自分が望むものを選ぶことができる」というような不満の声を伝えている⁽⁵⁹⁾。しかしながら同時に、SED 中央委員会付属世論調査研究所の調査によれば、東ドイツ経済が西ドイツ経済には劣っているという認識が広がりながらも、経済状況は以前より改善したという認識も、人々の間には広がっていた⁽⁶⁰⁾。

NÖSPL 期、賃金上昇や耐久消費財の普及過程において、社会階層の相違が顕在化した点からすれば、幅広い人々が、直ちに、余暇を楽しむ経済状況に至ったとは言えない。だが、週休2日制が正式に認められ、賞与が期末に一括

文化・保養支出	5.1	2,9	3,2	3,9
修繕費・その他		4,3	4,6	4,3

Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *Bericht der Bundesregierung und Materialien zur Lage der Nation 1971*, Kassel, 1971, S. 141; Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen (Hrsg.), *Materialien zum Bericht zur Lage der Nation im geteilten Deutschland 1987*, Bonn, 1987.

(57) 斎藤『消費生活と女性』, 221-222頁。

(58) „Verordnung über die Erhöhung des monatlichen Mindestbruttolohnes von 300 MDN auf 350 MDN und die differenzierte Erhöhung der monatlichen Bruttolöhne unter 435 MDN von 3. 2. 71“, *GBI. II* Nr. 12, 1971, S. 81; „Verordnung über die Erhöhung des monatlichen Mindestbruttolohnes von 350 MDN auf 400 MDN und die differenzierte Erhöhung der monatlichen Bruttolöhne unter 500 MDN von 29. 7. 76“, *GBI. I* Nr. 28, 1976, S. 377.

(59) *BArch, DE 4/723*, Bl. 45: von Volkswirtschaftsrat, 2. Information der Leitung und Probleme bei der Ausarbeitung des Planvorschlages 1966, Anlage 1. Weitere politisch[e]-ideologische Argumente aus der Plandiskussion, 16. 8. 1965.

(60) *SAPMO-BArch, DY 30/IV A2/2.021/87*, Bl. 25: von Institut für Meinungsforschung, Bericht über eine Umfrage zu einigen Problemen der technischen Revolution und der Automatisierung, 26. 1. 66.

して支払われるようになったことは、労働時間の意味を相対化させ、耐久消費財の購入や余暇財への関心を促す契機となったことも事実であろう。

例えば、自家用自動車の普及状況は、100世帯あたり1960年3.2台、1966年9.4台、1970年には15.6台へと上昇しており、すでに1966年の予約分析では、67.8%の予約者がトラバントを待ち望んでいるとの指摘がなされる⁽⁶¹⁾。この事実は一方で、自家用車の供給には限界があったことを示しているが、他方で、高い需要の存在をも示している。自家用車の活用は、個人的余暇ないしは家族を単位とした余暇の可能性を広げると想定できるが、自家用車の普及の中に見られる当時の経済状態と、これを用いた余暇活動への関心の高さとの間には歪みが生じていた。

NÖSPL そのものは、SED が明確に、労働者階級という集団の利益のみならず、東ドイツに暮らす人々がそれぞれの個別利益を追求することをも承認したため、経済政策の目指すべき方向認識に関して、政治体制と人々との間に一定の合意を生み出したと言える。しかしながら、同時に、経済政策そのものの現実的可能性という点に関しては、矛盾を抱え込むこととなった。

(2) 「経済と社会政策の統合」

NÖSPL の経済政策は、1971年、ウルブリヒトの事実上の失脚によって大きく転換がなされたと一般的には解釈されている⁽⁶²⁾。だが、後継者であるホーネカーは、経済政策を再び中央集権的社会主義計画経済へと回帰させながらも、経済発展の梃子をも、旧来的な生産キャンペーンによる動員へと逆行させることはなかった。というよりも、むしろ出来なかったといえよう。ウルブリヒト失脚の一要因が、1970年に訪れた消費財供給危機に対する党内の批判であったため、従来の経済建設中心の思考を転換させ、国民の福利厚生そのものを目的とした政策運営が謳われた⁽⁶³⁾。

1971年、ホーネカーは、第8回党大会の席上、1960年代の経済発展の運営の

(61) Christoph Kleßmann, „Politische Rahmenbedingungen“, Christoph Kleßmann (Hrsg.), *Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland seit 1945, Band 9: Deutsche Demokratische Republik 1961–1971: Politische Stabilisierung und wirtschaftliche Mobilisierung*, Baden-Baden, 2006, S. 53.

(62) 71年に生じた政権交代を巡る SED 内部の路線対立を検討した代表的研究としては、Monika Kaiser, *Machtwechsel von Ulbricht zu Honecker: Funktionsmechanismen der SED-Diktatur in Konfliktsituationen 1962 bis 1972*, Berlin, 1997.

(63) Christoph Boyer/Peter Skyba, „Sozial- und Konsumpolitik als Stabilisierungsstrategie. Zur Genese der ‘Einheit von Wirtschafts- und Sozialpolitik’ in der DDR“, *Deutschland Archiv*, 32, 1999, S. 577–590.

成果を認めた上で、この先5年間の経済計画の主要課題として、更なる労働者の収入と年金の上昇、消費財供給を重視する姿勢を打ち出している⁽⁶⁴⁾。この方針は、次の1976年、第9回党大会において「経済と社会政策の統合」というスローガンの下で強化されている⁽⁶⁵⁾。すなわち、国民個々の利益を尊重するというSEDの言説は、1970年代に入り、手段から目的へと逆転するものの、後退ないしは無視されているということはない。

SEDは、賃金政策の面では、NÖSPLの下で拡大する傾向にあった所得水準の差を縮めるべく、1971年2月には、最低賃金を月収300マルクから350マルクへと、更に、1976年には、400マルクへと増加させた。だが、このような最低賃金の引き上げは、逆に、現業職が技術職の給与水準を上回るという事態を招き、技術職の人材不足が問題となると同時に、賃金を生産性向上のために利用しようとするSEDの目的と再度、衝突することになった⁽⁶⁶⁾。そのため、1970年代半ば以降にあっては、賃金政策は、従来型の協約給に能率給を組み合わせる「基本給」と呼ばれるものへと変化していった⁽⁶⁷⁾。

このとき、労働生産性向上の担い手、すなわちノルマ達成の責任は、従来のコレクティブや作業班といった労働現場の基礎集団ではなく、直接、個人へとされた⁽⁶⁸⁾。むしろ、この方針は、従来、労働現場の基礎集団の影に隠れ、責任から逃れることが可能であった、労働者の既得権益を脅かすものであり、同時に、SED自らが、この基礎集団を生産活動のみならず、労働組合や職場での集会といった政治活動にも利用していたことから、反発を招くことは必至であった。それ故、SEDは、方針導入にあたり、「いくつかの企業では、党の基本路線から逸脱し、それに伴って労働者の間で不穏な空気が生じる兆候が存

(64) Erich Honecker, „Bericht des Zentralkomitees an den VIII. Parteitag der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands“, *Protokoll der Verhandlungen des VIII. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands*, Bd. 1, Berlin (Ost), 1971, S. 34 und 60.

(65) „Programm der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands“, *Protokoll der Verhandlungen des IX. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschland*, Bd. 2, Berlin (Ost), 1976, S. 221-224.

(66) SAPMO-BArch, DY 30/2772, Bl. 354-361: von Abt. Gewerkschaft und Sozialpolitik, an Günter Mittag, Die Lesedurchschrift der Vorlage an Ministerrat zu „Grundsätze unserer Politik“, Anlage 1 Zu Problemen der gegenwärtigen Lage auf dem Gebiet des Arbeitslohnes, 4. 5. 1972.

(67) André Steiner, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München, 2004, S. 173-174.

(68) SAPMO-BArch, DY 30/2938, Bl. 141-144: von Abt. Gewerkschaft und Sozialpolitik, an Mittag, Die Anwendung der persönlichen Pläne zur Steigerung der Arbeitsproduktivität im sozialistischen Wettbewerb, 16. 8. 1972.

在する」と述べ、慎重な対応の必要性を説かざるを得なかった⁽⁶⁹⁾。SEDの賃金政策は、一方で、賃金を生産性向上のための手段として位置づけられながらも、他方で、社会主義社会における平等を実現するという目的をも担っていたために、二律背反の状況に絶えず陥っていた。

実は、社会成員間の平等と生産性向上のいずれを優先するのかという経済政策全般のゆれは、単に賃金政策に留まらず、消費政策にまで波及していた。東ドイツの消費生活を末端で支えてきたのは、政府の資本参加を受けた中小企業、手工業組合、私企業であり、1971年段階で、工業分野全体の約12%を雇用していた。また自営業者であるならば、所得水準は、一般的な労働者のそれを上回ることがあった。ホーネカー政権は、所得の不均衡を是正するという初期の目的もあって、1972年、全面的国営化の方針を打ち出すも、消費財の生産減退、手工業製品に関して言えば、しばしば供給が途絶える結果となり、後に一部この措置を修正せざるを得なかった⁽⁷⁰⁾。

SEDは、1970年代にあっても、ウルブリヒト期とほぼ同様、新規消費財の価格を高く設定し、その利益を用いて従来からの基礎消費財の価格を支えるという方法をとった⁽⁷¹⁾。この政府の動きに対して、各企業は、自己の利益を考慮して、低ないしは中価格製品の生産を止め、高価格製品へと生産構造を変化させた⁽⁷²⁾。

そのためか、東ドイツ社会では、1970年代、若干、商品提供が改善したにもかかわらず、万一に備えた消費行動様式が広く見られた。外出時には、突然商品が提供されるかもしれない状況に備え、買い物袋を持って出かけたり、自らが余分に持っている商品を周りで分けたり、比較的供給状況がよい、東ベルリンに買出しに出かけたりするといった行動が見受けられた⁽⁷³⁾。また、衣服を自分で縫ったり、日曜大工を実践したりするといったような生産を補完しようとする活動は、強いられてはいるが、楽しみ、余暇に通ずる活動としての意味

(69) SAPMO-BArch, DY 30/2939, Bl. 6: von Abt. Planung und Finanzen, Die Einführung von Grundlöhnen politisch verantwortungsbewußt leiten - die Mitwirkung der Arbeiter von Anfang an sichern, 16. 11.1976.

(70) Peter Skyba/Christoph Boyer, „Politische Rahmenbedingungen“, Christoph Boyer/Klaus-Dietmar Henke/Peter Skyba (Hrsg.), *Geschichte der Sozialpolitik seit 1945, Band. 10: Deutsche Demokratische Republik 1971-1989: Bewegung in der Sozialpolitik, Erstarung und Niedergang*, Baden-Baden, 2008, S. 15.

(71) André Steiner, „Preisgestaltung“, Christoph Boyer/Klaus-Dietmar Henke/Peter Skyba (Hrsg.), *Geschichte der Sozialpolitik seit 1945, Bd. 10*, S. 306.

(72) Steiner, „Preisgestaltung“, S. 313.

(73) Annette Kaminsky, *Wohlstand, Schönheit, Glück: Kleine Geschichte der DDR*, S. 133.

を有していた⁽⁷⁴⁾。更には、商店従業員が商品の横流しをするといった非合法的行動に至るまで消費に関わる様々な行動は、東ドイツにおいては、時代を通して存在していたと言われる⁽⁷⁵⁾。ここからは、各個人を中心とした社会内部の相互扶助の様子が窺え、逆説的ながら、体制がもたらした消費財の不足と偏在を媒介に、社会的コネクションが形成、維持されている様子が確認できる。

1960年代 NÖSPL 期に入り、経済政策担当書記であるミッタークは、「従来、依然として物質的利益という原則を包括的に使用出来なかったがために、社会利益は、しばしば、道徳や意識への一方的な訴えのみによって、維持されていたが、今日では、新経済政策によって、物質的要素と道徳的要素、そして個人の利益と社会の利益を統一的に機能させる前提が生まれた」と述べている。このとき、明確に個々人の利益に配慮する必要性が認識され、消費政策にも一定の配慮がなされた⁽⁷⁶⁾。しかしながら、消費財供給が全面的には改善されたとは言えず、所得の増大に見合う消費財供給を行うことは困難であった。

NÖSPL 期における経済建設を優先した政策と、1970年代の「経済と社会政策の統合」路線の是非は、実は、卵が先か鶏が先かという議論に帰着する。シュタイナーは、この点を、「ウルブリヒトに代表されるように、まずは、強ちに、効率性を求め、その後、生活水準の向上を図ろうとする。〔中略〕あるいはホーネカーに代表されるように、変革を先延ばしにし、広範にわたる消費・社会政策上の措置によって、まずは、住民の物質的利益を改善し、これを刺激として作用させ、次いで、これに対応する経済生産性を実現しようとする」と表現する⁽⁷⁷⁾。また、ヒュプナーとダニエルは、「彼〔ホーネカー〕は、ウルブリヒトと同様に、戦間期の共産主義運動から本質的示唆を受けた社会思想の伝統の中にあった。この点で断絶は存在しない。〔中略〕両者〔ウルブリヒトとホーネカー〕の相違は、社会目標、政治目標にあるのではなく、そこに到達する道のりであり手段であった」と、一見すると異なる政策の連続性に注目している⁽⁷⁸⁾。

(74) Ruth Weichel, „Individuell geschneiderte Oberkleidung –Luxus, Hobby oder, Notlösung“, *Mitteilungen des Instituts für Marktforschung (MfM)*, 16 (1976) 1, S. 13–16; Jutta Schmutzler, „Zu einigen Aspekten der Heimwerkertätigkeit in der DDR“, *MfM*, 16 (1976) 1, S. 29–31.

(75) Ina Merkel, *Utopie und Bedürfnis: Die Geschichte der Konsumkultur in der DDR*, Köln/Weimar/Wien, 1999, S. 277–297.

(76) Günter Mittag, „Ideologische und ökonomische Probleme bei der Führung des sozialistischen Wettbewerbs“, *Einheit*, 19 (9/10), 1964, S. 69.

(77) André Steiner, *Von Plan zu Plan*, S. 168.

(78) Peter Hübner/Jürgen Danyel, „Soziale Argumente im politischen Machtkampf: Prag, Warschau, Berlin 1968–1971“, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 50, 2002, S. 827.

SED が、労働生産性の向上と消費生活の豊かさを結びつけるのに対して、労働者は、1960年代には、機械を新しくし、工場を近代化し、労働組織を整備し、資材を用意するならば、労働生産性は自ずと上がると激しく反発した⁽⁷⁹⁾。また、1970年代にあっても、ベルリンの地方指導部の情勢報告が示す、「我々は、計画を達成したいし、そのために全力をあげている。我々は、賃金で報われるならば、超過労働も、土曜日の労働にも対応する。しかし労働の組織化になっていないではないか。我々が超過労働をした時、次の日には資材が届いていない」という現場の声に見られるように、体制と人々との認識のずれは、解消してはいない⁽⁸⁰⁾。

SED は、個々人の私的利益追求を容認することにより、かえって社会内部での所得格差を広げ、社会主義体制が掲げる平等という理念と、経済発展という現実の要請との間で乖離を抱え込むことになった。このような賃金、消費政策のあり方は、ホーネカーが消費政策を目的化する中でも、継続しており、矛盾はさらに深化した。

4 結 論

本稿は、所得の増加、労働時間の削減、消費生活の動向の三点に関わる SED の政策を検討してきた。SED は、1950年代後半まで、賃金政策の上では、能率給の導入に見られるように、個々人の私的利益追求を積極的に容認するととれる政策を打ち出しながらも、消費政策においては、職場の購買所での消費財供給を優先し、生産増加、経済発展を最重要目標とする立場を採っていた。先のアーペルの発言に見られるように、SED は、1950年代後半、個人と社会全体の利益を結びつける必要性を説明していたものの、現実の政策はこれを反映するものではなかった。

また1950年代には、企業や労働組合が主体となって、文化会館における文化活動に見られるように、事実上、余暇の組織化が図られてきた。だがこれは、職場における福利厚生事業としての意味が強く、余暇機会を個々人に提供しようというよりも、最終的には、生産性向上に寄与することを目的とするものであった。SED は、当時、余暇の組織化を行いながらも余暇そのものの意味を語ることはなかった。

(79) 斎藤『消費生活と女性』, 287頁。

(80) *SAPMO-Barch, DY 30/2198*, Bl. 102-105: von Bezirksleitung Berlin 1. Sekretär (Konrad Naumann), an Zentralkomitee der SED Erster Sekretär Genossen Erich Honecker, Einige Informationen zum Stand der Erfüllung des Volkswirtschaftsplanes 1972 und zur Stimmung der Arbeiter in ausgewählten Berliner Betrieben (Stand vom 9. Oktober 1972), 11. 10 1972.

だが、1960年代に入り、NÖSPLが、経済成長の手段として、個々人の金銭的利益追求を容認したとき、それに対応する形で、余暇の組織化そのものへの関心と、政策の必要性が明確に認識されえた。また、東ドイツの社会構造上においても、不十分とは言えども、個人を主体とした余暇が展開しうる経済状態は到来していた。その意味で、東ドイツの余暇を考える際の画期は、ウルブリヒトからホーネカーという政治指導者の交代ではなく、NÖSPLの導入にあったと見るのが自然である。

だが、この時期の経済・社会政策全般に横たわる矛盾が、東ドイツにおける余暇の前提をも規定せざるを得なかった。すなわち、時間と金銭面において、いかなる余地があったのかという点に関して言えば、西側と同様の前提が、東ドイツ社会にも存在した。しかしながら、この余地を十分に利用しえたのかという点において、消費財、サービス財不足を背景に、個人を中心として展開される余暇の可能性は制約を受けざるを得なかった。それ故、絶えず、家庭菜園や日曜大工に見られるような、東ドイツ特有の個人的余暇が展開された。

SEDは、1960年代以降、1950年代とは異なり、意識的に、余暇活動の組織化を進めていく。しかしながら、このことをもって、単純に、本来の余暇のあり方である、個人的余暇の可能性が制約を受け、全面的な余暇の組織化が行われたとみることは慎重でなければならない。むしろ、提供をうける側の一般の人々は、NÖSPLが掲げた個人の利益追求容認を逆手にとって、個人的余暇そのものの充足を図った。このとき、彼らは、余暇の組織化を図ろうとする官製組織をも排除することなく利用しうる。すなわち、余暇への欲求は、体制が用意するものとして、また自らが何かしらの可能性を追求するものとして、同時並行的に現れた。

SEDが目指す余暇の組織化と、一般の人々による個人的余暇の追求は、東ドイツでは両立していた。その意味では、個人的余暇を享受しようとする人々の努力が、余暇の集団化・組織化のあり方にも影響を及ぼしていた。1960年代以降、確かに、SEDによる余暇の組織化・集団化に対する意図を語ることは可能であり、この点でも、1950年代と1960年代の境に東ドイツにおける余暇の画期を置くことは出来る。しかしながら、このSEDの意図が、現実の余暇のあり方全体を規定していたと見做すことはできない。それ故、序論で述べた余暇定義に現れる矛盾が、当時は、SED内部で、矛盾として認識されずに語られたのである。